

福井市企業局物品等電子入札運用要領

第1 趣旨

- 1 この要領は、福井市企業局物品等電子入札運用基準（平成27年10月1日制定。以下「運用基準」という。）第23条の規定に基づき、電子入札システムを使用して行う物品の調達等に係る入札およびこれに関する一連の手続に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領において用いる用語の意義は、特段定めのある場合を除くほかは、運用基準において使用する用語の例による。

第2 電子入札システムへの利用者登録

1 利用者登録

電子入札システムの利用者登録内容の詳細は、次のとおりとする。

- (1) 企業情報 企業の名称、郵便番号、住所、代表者氏名、代表者役職、代表電話番号、代表FAX番号、支店名等（企業ID）
 - (2) 代表窓口情報（代表窓口連絡先情報）連絡先の名称（部署名等）、郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号およびメールアドレス
 - (3) ICカード利用部署情報 ICカードの企業名称、取得者の氏名、住所、連絡先の名称（部署名等）、郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号およびメールアドレス
 - (4) ICカード情報 証明書シリアル番号、証明書発行者および証明書有効期限
- 2 利用者登録を行うICカード情報
- 利用者登録を行うICカード情報は、入札参加資格者名簿に登録された商号または名称および代表者の名義で取得したものでなければならない。

第3 案件の登録および変更等

1 案件登録

- (1) 一般競争入札にあっては入札参加資格要件等を設定した後に、指名競争入札にあっては指名業者選考を行った後に、案件登録を行う。
- (2) 入札を電子入札により行う案件（以下「電子入札案件」という。）については、入札公告、指名通知書に電子入札案件であることを付記する。

2 案件登録の変更

案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合においては、案件登録の変更等を次のとおり行う。

(1) 削除

錯誤が認められた案件（以下「錯誤案件」という。）で入札公告、指名通知（以下「入札公告等」という。）をする前に削除が必要なものにあつては、削除を行う。

(2) 変更

錯誤案件で、次の表の左欄に掲げる項目の修正が必要なものにあつては、電子入札案件の変更を行い、必要に応じて入札参加者に、電話等の確実な方法で連絡する。なお、それぞれの変更締切日時は、次の表のとおりとする。

項目		契約の種類	
		一般	指名
案件概要	調達案件名称	A	A
	発送文書番号	A	A
	入札方法	A	A
	落札方式	A	A
案件詳細	単価契約	A	A
	政府調達案件	A	A
	内訳書	A	A
	電子くじ	—	—
	公告（公示）URL	A	—
	入札説明書等URL	A	—
	契約の種類	A	A
	入札執行者の役職	A	A
	入札執行者	A	A
	入札執行部署	A	A
案件日付	公告日／公示日	A	A
	入札書説明書説明請求期限	B	B
	参加申請書受付締切日時	B	—
	入札書受付開始日時（※1）	B	B
	入札書受付締切日時（※1）	D	D
	開札予定日時（※1）（※2）	D	D
	履行期限	A	A
	納入場所	A	A
	備考	A	A

A：公告日（指名通知日） C：入札書締切予定日時

B：入札書受付開始日時 D：入札書締切通知書送付日時

（※1）案件変更ではなく日付変更で処理すること。

（※2）入札書受付締切日時＜開札予定日時とすること。

(3) 取りやめ

入札執行者は、入札公告等を行ってから第1回目の入札書締切通知書を発行する前において、入札の取りやめをする必要があると認められたときは、電子入札システムにより、電子署名を付して入札の取りやめを行い、市のホームページに掲載すると共に、入札参加者に対し必要に応じて電話等の確実な方法で連絡する。

3 日時の変更

- (1) 入札公告等を行ってから第1回目の入札書締切通知書を発行する前において、次の表に掲げる項目に修正を行う必要がある場合は、電子入札システムにより、入札の日時変更を行い、入札参加者に対し必要に応じて電話等の確実な方法で連絡する。なお、それぞれの変更締切日時は、同表に掲げるとおりとする。

項目		一般	指名
日時変更	入札書受付開始日時	B	B
	入札書受付締切日時	D	D
	開札予定日時	E	E

A：公告日

D：入札書締切通知書送付日時

B：入札書受付開始日時

E：開札日時

C：入札書締切予定日時

- (2) 談合情報の通報等により開札日時等の変更を行う必要が生じた場合には、次に定めるところにより変更を行い、事情聴取等の必要な措置を行うものとする。

ア 入札書受付開始前

入札書受付開始日時、入札書受付締切日時および開札日時を変更する。

イ 入札書受付開始後、開札前

開札日時を変更する。

ウ 開札後で落札決定前

落札決定を保留する。

4 紙入札への変更

- (1) 発注機関の使用に係る電子計算機に障害が発生したために、電子入札システムを使用することができない場合等であって、電子入札を実施することができないと判断したときは、入札方法を、電子入札から紙入札に変更するものとする。

- (2) 入札方法を電子入札から紙入札に変更した場合には、次に掲げる事項を、関係する全ての入札参加者（入札書が既に発注者の電子ファイルに記録された者を含む。）および入札参加資格確認通知者に電話等の確実な方法で連絡するとともに、直ちに入札方法変更通知書により通知するものとする。

ア 入札方法を紙入札に変更したこと。

イ 案件を削除したこと。

ウ 記録された入札書を無効とし、開札しないこと。

エ 改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

オ 紙入札に係る入札方法および入札に関する必要な事項

- (3) 運用基準第11条第2項の規定により紙入札の承認を得た者が提出資料、入札書または内訳書を提出している場合には、これらの書類を有効なものとして取り扱う。

第4 入札公告

一般競争入札においては、案件登録を行った後、入札公告を行わなければならない。

第5 入札参加申請

一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告がされた後、発注機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入札参加資格確認申請書を記録して、入札への参加を申し込むものとする。

第6 資料の提出方法

提出資料について、電子入札参加者に対し持参または郵便等による提出を求める場合には、次に定めるところによるものとする。

- 1 入札参加資格確認資料にあつては「入札参加資格確認申請」画面の「添付資料」欄に、内訳書にあつては「入札書」画面の「内訳書」欄に、次の内容を記録した電子ファイルを添付して送信させるものとする。

なお、提出締切日時までにその電子ファイルが発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていない場合には、持参または郵便等を求めた入札参加資格確認資料の提出がなかったものとみなす。

- (1) 持参または郵便等による旨の表示
 - (2) 持参または郵便等とする提出資料の目録
 - (3) 持参または郵便等とする提出資料の枚数
 - (4) 発送（予定）年月日または持参（予定）年月日
- 2 持参または郵便等により提出されることとした提出資料は、次に掲げる資料の種類に応じ、それぞれ、次に定める提出締切日時までを必着とし、郵便等による場合には、書留郵便その他の配達記録が残るものを利用させること。

- (1) 入札参加資格確認資料
入札参加資格確認申請書受付締切日時
- (2) 内訳書
入札書受付締切日時

- 3 持参または郵便等により提出されることとした提出資料は、次に掲げる資料の種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより提出させること。

- (1) 入札参加資格確認資料
調達案件名称、開札日時、入札参加希望者名、担当者名および連絡先（電話番号およびFAX番号）を記載して「入札参加資格確認資料在中」と朱書し、福井市企業局の発注担当課名を明示した封筒に封入する。

- (2) 内訳書
調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号およびFAX番号）を記載して「内訳書在中」と朱書した内封筒に封入したものを、更に外封筒に封入し、外封筒には、調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名、連絡先（電話番号およびFAX番号）および福井市企業局の発注担当課名を明示する（内訳書を持参する場合には、外封筒に封入する必要はない。）。

第7 入札通知

- 1 一般競争入札を選択した場合において、発注機関の使用に係る電子ファイルに入札参加資格確認申請書が記録されたときは、契約事務担当者は、電子入札システム上の業者詳細情報を基に、送信に当たって使用されたICカードの名義が入札参加申込者

の代表者の名義と同一のものであることを確認しなければならない。

2 契約事務担当者は入札参加資格確認通知書の手続を、次に掲げる入札方式に応じ、それぞれ次に定めるところにより行うものとする。

(1) 一般競争入札

入札参加資格確認申請を受け付け、資格確認をし、入札参加資格確認通知を行う。

(2) 指名競争入札

指名業者を選考し、指名選定業者登録をして、指名通知を行う。

第8 紙入札の承認

1 運用基準第11条第1項の規定により入札に参加する者から紙入札承認願が提出され、同条第1項各号のいずれかに該当する場合には、紙入札承認通知書により、別に定める条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。

2 承認を行う場合

運用基準第11条第1項第3号のやむを得ない事由とは、次のような場合とする。ただし、電子入札の運用開始後、当分の間紙入札を行うことを承認する。

(1) ICカードを取得した名義に変更、異動等の事由が生じたため、変更後の名義によるICカードの取得手続中であり、締切日時までに後任名義のICカードを使用して入札参加申込書または入札書を送信できないと認められる場合

(2) 天災、広域的停電、プロバイダまたは通信事業者に起因する事故等が生じたため、締切日時までに入札参加資格確認申請書または入札書を送信できないと認められる場合

第9 入札

1 入札書の提出

入札参加者は、電子入札システムにより入札書を送信した時は、発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたことを、入札書受付票によって確認しなければならない。

2 書面での入札書および内訳書の提出

運用基準第11条第2項の規定により紙入札の承認を受けた者が第1回目の入札書および内訳書を持参した場合には、入札執行者はその者に対し受領書を発行しなければならない。

3 記録された入札書および提出資料の取扱い

(1) 入札参加者から送信され発注機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録された入札書および内訳書を、書き換え、引き換え、または撤回することは、認めない。運用基準第11条第2項の規定により紙入札の承認を得た者が提出した入札書および内訳書についても、同様とする。

(2) 運用基準第15条の規定に違反した入札は無効とし、その者が送信した入札書は開札しない。なお、運用基準第15条に規定する、ICカードまたはIDパスワ

ードの不正使用とは、次のような場合をいう。

ア 他人のＩＣカードまたはＩＤパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 名義が変更されているにもかかわらず、変更前のものを使用して入札に参加した場合。

4 入札締切通知書の発行

入札書受付締切日時の後、遅滞なく当該案件を締め切り、電子入札システムにより、入札締切通知書を当該入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

5 内訳書の保管および内容の確認

(1) 持参または郵便等によって提出された内訳書は、内容を確認する時まで、内訳書が封入された封筒を開封せずに厳重に保管しなければならない。

(2) 内訳書の内容を入札者に確認する必要がある場合等において日時の変更等をする必要があるときには、第3の規定により、変更を行うものとする。

(3) 開札前に内訳書の内容確認が必要な場合に、内訳書の内容が外部に漏洩すること等がないよう厳重に管理しなければならない。

第10 開札

1 開札場所

(1) 開札は、原則として、以下の条件を満たす場所で行うものとし、開札手続に支障が生じないように、十分な配慮を行わなければならない。

ア 人の出入りが管理できること。

イ 情報コンセントがあること。

ウ ＩＣカードを使える環境が整い、いんとらネットふくいに接続された端末があること。

エ プリンターがあること。

(2) 運用基準第11条第2項の規定により紙入札の承認をした場合には、紙入札の承認をされた者に対し、開札に立ち会うことができる場所を確保しなければならない。

2 開札の立会い

(1) 入札者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認しなければならない。ただし、その者が開札を行う場所での立会いを希望する場合には、場所および時間を指定して立会いを認めるものとする。

(2) 運用基準第11条第2項の規定により紙入札の承認をされた者は、開札に立ち会わなければならない。

(3) 運用基準第11条第2項の規定により紙入札の承認をされた者のうちに立ち会うことができない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち

会わせなければならない。

3 開札の実行

- (1) 開札は、必ず、入札執行者および発注機関の入札立会人（入札執行者を補佐する者をいう。）が確認しながら行うこと。
- (2) 入札執行者は、落札候補者およびその他入札執行者が特に必要と認める電子入札参加者の使用したＩＣカードの名義について、運用基準第４条第２項の名義で取得されているものであることを確認しなければならない。
- (3) 入札執行者は、紙入札を承認された者のうちに参集しない者がある場合であっても、あらかじめ指定した時間を経過したときは、入札書の入った封筒の開封を始めることとする。
- (4) 入札執行者は、紙入札を承認された者の立会人が代理人である場合には、委任状（代表者から立会人に対して、開札の立会い、再度の入札および見積りに関する一切の権限を委任したことを示す書類をいう。）の提出を求めなければならない。

4 落札者の決定

落札決定の署名は、入札執行者が行わなければならない。

附 則

この要領は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。